

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年5月19日改定）

掲載日 2024年9月24日

■総合口座取引規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 総合サービス</p> <p>(1) 総合サービス（以下「このサービス」といいます。）は、次の①から③までの取扱いを受けることができるサービスです。</p> <p>① 通常貯金</p> <p>② 定額貯金、定期貯金（<u>預入期間が1月のものを除きます。</u>） <u>（新設）</u></p> <p>③ ②の貯金を担保とする自動貸付け</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項②の貯金は、当行が定めるところにより、<u>あらかじめ貸付けの担保とすることを申し出たものとして取り扱います</u>（以下②の貯金を「自動貸付担保貯金」と、自動貸付担保貯金を担保とする貸付けを「貯金担保自動貸付け」といいます。）。ただし、現に仮差押え又は差押えを受けている自動貸付担保貯金を貸付けの担保とすることはできません。なお、自動貸付担保貯金には貸付金の担保として質権を設定します。</p>	<p>1 総合サービス</p> <p>(1) 総合サービス（以下「このサービス」といいます。）は、次の①から④までの取扱いを受けることができるサービスです。</p> <p>① 通常貯金</p> <p>② 定額貯金、定期貯金</p> <p>③ <u>ニュー福祉定期貯金</u></p> <p>④ ②の貯金を担保とする自動貸付け</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 第1項②の貯金は、当行が定めるところにより、<u>貸付けの担保とすることを申し出ることが出来ます</u>（以下②の貯金を「自動貸付担保貯金」と、自動貸付担保貯金を担保とする貸付けを「貯金担保自動貸付け」といいます。）。ただし、現に仮差押え又は差押えを受けている自動貸付担保貯金を貸付けの担保とすることはできません。なお、自動貸付担保貯金には貸付金の担保として質権を設定します。</p>
<p>5 自動貸付担保貯金の預入等</p> <p>(1) 自動貸付担保貯金の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金の預入年月日及び預入金額を記入します。</p> <p>(2) 前項の場合、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって、自動貸付担保貯金の貯金証書の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。</p> <p>(3) 自動貸付担保貯金の預入は、当行所定の現金自動預払機に通帳を挿入して申し込むことができます。</p> <p>(4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）<u>のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。</u></p> <p>(5) 自動貸付担保貯金は、一の通帳につき当行所定の件数を限度とします。この場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金は、1件として取り扱います。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>5 自動貸付担保貯金及びニュー福祉定期貯金の預入等</p> <p>(1) 自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の預入年月日及び預入金額を記入します。</p> <p>(2) 前項の場合、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって、自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の貯金証書の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。</p> <p>(3) 自動貸付担保貯金の預入は、当行所定の現金自動預払機に通帳を挿入して申し込むことができます。<u>この場合、自動貸付担保貯金は、当行が定めるところにより、あらかじめ貸付けの担保とすることを申し出たものとして取り扱います。</u></p> <p>(4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）<u>について、次に掲げる場合、その預入金額は1,000円以上の金額とします。ただし、1,000円未満の端数を付けることはできません。</u></p> <p>① 当行所定の現金自動預払機により預入する場合</p> <p>② <u>ゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）第1項に規定するゆうちょダイレクトをいいます。）により預入する場合</u></p> <p>③ <u>ゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）①に規定する本アプリをいいます。）により預入する場合</u></p> <p>(5) 自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>は、一の通帳につき当行所定の件数を限度とします。この場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金は、1件として取り扱います。</p> <p>(6)～(8) (同左)</p>
<p>6 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金</p> <p>自動貸付担保貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）は、定期貯金にあってはその預入期間が経過した時、定額貯金にあってはその預入の日から起算して10年が経過した時に払い戻し、払戻金（預入期間が2年の定期貯金の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をこのサービスに係る通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。ただし、第15条第2項により自動貸付けに係る債務に充当する自動貸付担保貯金を除きます。</p>	<p>6 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u></p> <p>自動貸付担保貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）<u>及びニュー福祉定期貯金</u>は、定期貯金にあってはその預入期間が経過した時、定額貯金にあってはその預入の日から起算して10年が経過した時、<u>ニュー福祉定期貯金にあってはその預入期間が経過した時に</u>払い戻し、払戻金（預入期間が2年の定期貯金の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をこのサービスに係る通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。ただし、第15条第2項により自動貸付けに係る債務に充当する自動貸付担保貯金を除きます。</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

現 行	改定後
<p>7 貯金の払戻し</p> <p>(1) 通常貯金の払戻し、定額貯金の払戻し <u>又は</u> 定期貯金の払戻しの請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p><u>(4) 同時に預入された2口以上の担保定額貯金の一部について払戻しの請求があったときは、当該貯金の全部について払戻しの請求があったものとして取り扱います。</u></p>	<p>7 貯金の払戻し</p> <p>(1) 通常貯金の払戻し、定額貯金の払戻し、定期貯金の払戻し <u>又はニュー福祉定期貯金の払戻し</u>の請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>8 自動貸付け</p> <p>(1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>8 自動貸付け</p> <p>(1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（<u>当行が定めるところにより、貸付けの担保とすることの申し出がないもの及び</u>第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p>
<p>19 印鑑照合</p> <p>払戻請求書その他の書類に使用された印影（又は署名）を通常貯金 <u>若しくは</u> 自動貸付担保貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、通帳の盗難により他人に当該通帳を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な使用に係る払戻しに相当する金額について、第25条の各規定により補てんを請求することができます。</p>	<p>19 印鑑照合</p> <p>払戻請求書その他の書類に使用された印影（又は署名）を通常貯金、<u>自動貸付担保貯金若しくはニュー福祉定期貯金</u>の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、通帳の盗難により他人に当該通帳を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な使用に係る払戻しに相当する金額について、第25条の各規定により補てんを請求することができます。</p>
<p>23 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 通常貯金、定額貯金 <u>又は定期貯金等</u> その他この取引に係る一切の権利及びこの取引の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>23 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 通常貯金、定額貯金、<u>定期貯金又はニュー福祉定期貯金等</u> その他この取引に係る一切の権利及びこの取引の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>25 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」 <u>及び</u> 「定期貯金規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>25 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」 <u>及び「ニュー福祉定期貯金規定」</u>の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項② <u>及び③</u>、同条第3項、第5条、第6条、第7条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項 <u>から第4項まで</u>、第8条から第17条まで並びに第20条は適用されません。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項② <u>から④まで</u>、同条第3項、第5条、第6条、第7条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項 <u>及び第3項</u>、第8条から第17条まで並びに第20条は適用されません。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この改正規定の実施の際、現に存在する担保定額貯金については、担保定額貯金のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

現 行	改定後
	<u>2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のことを1口の預入金額とします。</u>

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>8 照会サービス</p> <p>(1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金又は投資信託口座について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。</p> <p>① 現在高</p> <p>② 当行所定の期間における取扱内容</p> <p>③ 口座情報の照会</p> <p>ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定額定期貯金又は投資信託口座の現在高及び当行所定の期間における取扱内容、投資信託テレホンサービスにおいては、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座又は担保定額定期貯金の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>8 照会サービス</p> <p>(1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金、<u>ニュー福祉定期貯金</u>又は投資信託口座について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。</p> <p>① 現在高</p> <p>② 当行所定の期間における取扱内容</p> <p>③ 口座情報の照会</p> <p>ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定額定期貯金、<u>ニュー福祉定期貯金</u>又は投資信託口座の現在高及び当行所定の期間における取扱内容、投資信託テレホンサービスにおいては、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金<u>又はニュー福祉定期貯金</u>の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p>
<p>9 担保定額定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第4項及び第24条第2項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時<u>又は</u>変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(5)～(6)（略）</p>	<p>9 担保定額定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、<u>当該利用者の</u>自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は<u>当該利用者の</u>預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第4項及び第24条第2項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p><u>④ 利用者の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いを変更する取扱い（総合口座取引規定第14条（自動貸付けの取扱いの廃止等）に規定する自動貸付けの取扱いの停止又は自動貸付けの取扱いの停止の解除をする取扱いをいいます。）（第4項及び第24条第2項において「自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱い」といいます。）</u></p> <p>(2)～(3)（同左）</p> <p>(4) 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時、<u>変更の取扱いの依頼内容を確認した時又は自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱いの依頼内容を確認した時</u>に成立するものとします。</p> <p>(5)～(6)（同左）</p>
<p>24 取扱内容の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) このサービスによる変更の取扱い<u>又は</u>ゆうちょボランティア貯金の取扱いについては、総合口座取引規定の適用のある通常貯金若しくは通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたときに記入し、又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p>	<p>24 取扱内容の確認</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) このサービスによる変更の取扱い、<u>ゆうちょボランティア貯金の取扱い又は自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱い</u>については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金若しくは通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたときに記入し、又は当</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

現 行	改定後
	行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。
附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2024年10月1日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2025年5月19日</u> から実施します。

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
第8条（届出口座情報照会） 1 届出口座情報照会は、届出口座の現在高照会、入出金明細照会、収支グラフ化、担保定額定期貯金の明細照会、投資信託の残高照会 <u>及び</u> 口座貸越サービスに係るお借入残高の照会ができるサービスです。 2～3（略）	第8条（届出口座情報照会） 1 届出口座情報照会は、届出口座の現在高照会、入出金明細照会、収支グラフ化、担保定額定期貯金 <u>及びニュー福祉定期貯金</u> の明細照会、投資信託の残高照会 <u>並びに</u> 口座貸越サービスに係るお借入残高の照会ができるサービスです。 2～3（同左）
第11条（担保定額定期貯金の取扱い） 1 本アプリにおける担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。 ①～②（略） ③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第3項において「変更の取扱い」といいます。） <u>（新設）</u>	第11条（担保定額定期貯金の取扱い） 1 本アプリにおける担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。 ①～②（同左） ③ 利用者の請求に基づき、 <u>当該利用者の</u> 自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は <u>当該利用者の</u> 預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第3項において「変更の取扱い」といいます。） <u>④ 利用者の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いを変更する取扱い（総合口座取引規定第14条（自動貸付けの取扱いの廃止等）に規定する自動貸付けの取扱いの停止又は自動貸付けの取扱いの停止の解除をする取扱いをいいます。）（第3項において「自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱い」といいます。）</u>
2（略） 3 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時 <u>又は</u> 変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。 4～5（略）	2（同左） 3 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時、 <u>変更の取扱いの依頼内容を確認した時又は自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱いの依頼内容を確認した時</u> に成立するものとします。 4～5（同左）

以 上